

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成25年12月11日

水 曜 日

第 3702 号

目 次

規 則	
○富山県河川管理規則の一部を改正する規則	1
訓 令	
○富山県事務決裁規程の一部を改正する訓令	3
公 告	
○富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施	4

~~~~~

## 規 則

~~~~~

富山県河川管理規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成25年12月11日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第46号

富山県河川管理規則の一部を改正する規則

富山県河川管理規則（昭和40年富山県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第3条中「許可、認可、承認、完成検査、裁定、減免若しくは還付の」を削り、「書類」の次に「（以下「許可申請書等」という。）であつて別表に掲げるもの」を加え、「（以下「許可申請書等」という。）」を削り、「別表」を「同表」に改める。

第4条中「許可申請書等」の次に「及びその添付図書」を加える。

第5条中「から第26条第1項まで、法第27条第1項、法第55条第1項、法」を「、第24条から第26条第1項まで、第27条第1項、第55条第1項若しくは」に改め、「許可」の次に「若しくは法第23条の2の登録」を加える。

第6条の見出しを「（権利の放棄等）」に改め、同条第1項中「から第25条まで」を「、第24条又は第25条」に改め、同条に次の1項を加える。

3 省令第11条の3第1項の規定による届出は、様式第2号により行うものとする。

別表の2の項中「、第24条、第26条第1項又は」を「の許可又は法第24条、第26条第1項若しくは」に、「の申請書」を「（法第23条の2の登録の対象となる流水の占有に係る水利使用に関する許可を除く。）の申請書」に、

4部	を	4部（発電水力の利用のための申請にあつては、6部）	に、
3部		3部（発電水力の利用のための申請にあつては、5部）	

	その他のもの	1部
	2級河川に係る特定水利使用	4に關係行政機関、關係県及び關係市町村の数を加えた部数
	2級河川に係る特定水利使用以外の水利使用	1項に同じ。

を

	その他のもの	1部（発電水力の利用のための申請にあつては、3部）
	2級河川に係る特定水利使用	4（発電水力の利用のための申請にあつては、6）に關係行政機関、關係県及び關係市町村の数を加えた部数
	2級河川に係る特定水利使用以外の水利使用	1項に同じ。ただし、発電水力の利用のための申請にあつては、同項に掲げる部数に2を加えた部数とする。

に改め、同表中19の項を20の項とし、3の項から18の項までを1項ずつ繰り下げ、

2 の項の次に次のように加える。

3	水利使用に関する法第23条の2の登録又は法第24条、第26条第1項若しくは第27条第1項の許可（法第23条の2の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する許可に限る。）の申請書	指定区間内の1級河川に係る特定水利使用以外の水利使用	国土交通大臣の直轄河川工事に影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるもの	3部
			その他のもの	1部
		2級河川に係る水利使用		1部

様式第1号中「の年月日及び番号」を「、登録又は届出の年月日及び許可又は登録にあつては、その番号」に、「の内容」を「、登録又は届出の内容」に改める。

様式第2号中「権 利 放 棄 届」を「権利放棄（水利使用廃止）届」に改め、「第6条第1項」の次に「（河川法施行規則第11条の3第1項）」を、「許可」の次に「（登録）」を、「放棄」の次に「（廃止）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（河 川 課）

~~~~~  
**訓 令**  
 ~~~~~

富山県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成25年12月11日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県訓令第6号

本 庁
 出先機関

富山県事務決裁規程の一部を改正する訓令

富山県事務決裁規程（昭和62年富山県訓令第3号）の一部を次のように改正する。
 別表第2の1の表土木部河川課の項部局長専決事項の欄中第21号を第22号とし、第9号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、同欄第8号中「第23条」の次に「及び第23条の2」を加え、同号を同欄第9号とし、同欄中第7号を第8号とし、同欄第6号中「許可」の次に「並びに同法第23条の2の規定による登録」を加え、同号を

同欄第 7 号とし、同欄第 5 号中「特定水利使用」の次に「（河川法第 23 条の 2 の登録の対象となる流水の占有に係るものを除く。）」を加え、「河川法第 23 条」を「同法第 23 条」に改め、同号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 特定水利使用（河川法第 23 条の 2 の登録の対象となる流水の占有に係るものに限る。）に関する同法第 23 条の 2 の規定による登録並びに同法第 24 条、第 26 条及び第 27 条の規定による許可（治水又は利水に影響を及ぼすおそれのないものに限る。）に関する事（室課長の専決事項に係るものを除く。）。

別表第 2 の 1 の表土木部河川課の項室課長専決事項の欄第 3 号及び第 4 号中「ないものに限る。）」の次に「並びに同法第 23 条の 2 の規定による登録」を加える。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

(人 事 課)

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 6 条の規定により公告する。

平成 25 年 12 月 11 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品等の名称及び数量
通過車両識別システム 一式
- (2) 借入物品等の規格、機能、性能等
入札説明書による。
- (3) 借入期間

平成 27 年 1 月 1 日から平成 32 年 2 月 29 日まで（62 か月）

(4) 借入場所
入札説明書による。

(5) 借入条件
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成25年富山県告示第152号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(3) 本装置の稼動後に、24時間の保守管理体制を確保することが可能であり、かつ、故障等の障害を直ちに復旧させることができる者又は当該者に本装置の保守管理等を行わせることができる者であること。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を入札書に添えて、入札書の提出期限までに、4の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部警務部会計課調度係

電話 076-441-2211

(2) 入札説明書の交付方法

平成25年12月11日から平成26年1月15日までの間（日曜日、土曜日、国民の

祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（平成25年12月30日から平成26年1月3日までの間）を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成25年12月25日 午前10時

イ 場所 〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部9階会議室

(4) 入札書の提出期限

平成26年1月21日 午後5時15分

(5) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時 平成26年2月5日 午前10時

(2) 開札場所 〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部9階会議室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

- (1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の 1 箇月分の賃借料の金額とする。
- (2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載するものとする。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3 の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be obtained:
-

Toyama Prefectural Police Transit Vehicles Discrimination Systems, one set

- (2) Your bid must be delivered not later than 5:15 p.m. on January 21, 2014
- (3) Contact point for notification:

Accounting Section, Police Administration Department

Toyama Prefectural Police Headquarters

1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.

930-8570 Japan

Telephone: 076-441-2211